

令和 6 年 10 月 31 日

お客様各位

佐賀東信用組合

勤務時における職員の服装の見直しについて

佐賀東信用組合（以下、当組合）では、地球温暖化対策の一環として例年 5 月 1 日から 10 月 31 日までを「クールビズ」期間と定め、同期間中の男性職員のネクタイ着用を自由としてきましたが、今般、「継続的な環境問題への配慮」、及び「働きやすい職場づくり」の取組みの一環として年間を通じて当組合役職員のネクタイの着用を自由化することと致します。

見直しにより、当組合の役職員の服装につきましては、年間を通じてネクタイの着用を任意とさせていただきますが、お客様へ失礼とならないよう、TPO（時・場所・場面）に応じた相応しい服装・身だしなみに努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

佐賀東信用組合 総務部

TEL：0952－30－2123



佐賀東信用組合